

第13期東京都住宅防火対策推進協議会

報告書

テーマ

「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

東京都住宅防火対策推進協議会

目 次

第13期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

協議テーマ「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

	ページ
第1章 テーマの設定と背景	
1 検討体制	1
2 現在の火災状況について	3
3 住宅火災に対するこれまでの取組み	4
第2章 迅速な火災通報の必要性について	
1 死者が発生した住宅火災における通報状況等	10
2 死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性	12
3 死者が発生した住宅火災の状況から見た迅速な火災通報の必要性	14
第3章 住宅火災に対する通報に係る現状等	
1 隣保共助体制の希薄化	15
2 死者が発生した住宅火災の通報状況	15
3 住警器の普及状況等	16
4 自動通報制度等	17
第4章 提言	
1 都民への働きかけ	19
2 業界への働きかけ	21
3 早い通報を実現させるための制度の検討	21

第13期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

協議テーマ

「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

第1章 テーマと設定背景

近年の住宅火災の状況を見ると、住宅火災による死者の約7割が高齢者であり、これまでも様々な火災予防対策を検討し推進してきた。住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されている。一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、約3割が就寝中であり、早い発見、通報が困難な状況であったと推測される。このことから、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要となっている。

これらの背景から、「迅速な火災通報制度による被害低減」をテーマとして検討することとした。

1 検討体制

東京消防庁防災安全業務に関する規程（平成27年9月東京消防庁訓令第45号）第31条により、次のとおり設置した。

- (1) 名 称：第13期東京都住宅防火対策推進協議会
- (2) 設置期間：平成28年9月21日から平成29年3月31日まで
- (3) 会 議：第1回協議会 平成28年 9月21日（水）
 第2回協議会 平成28年12月16日（金）
 第3回協議会 平成29年 2月22日（水）

(4) 委員：次のとおり

第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(会長・委員50音順)

	氏名	職名等
会長	関澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所 理事
委員	磯谷 泰江	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 平成28年9月21日～平成29年2月21日
	松尾 光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 平成29年2月22日～平成29年3月31日
委員	市古 太郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 准教授
委員	小川 勉	一般社団法人 東京防災設備保守協会 保守営業部 営業企画担当部長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	門倉 徹	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長 平成28年9月21日～平成28年9月30日
	岡本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長 平成28年10月1日～平成29年3月31日
委員	川上 克巳	一般社団法人 日本火災報知機工業会 専務理事
委員	坂田 早苗	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会会長 (全国自治会連合会副会長・板橋区町会連合会会長)
委員	関 政彦	東京消防庁 防災部長 平成28年9月21日～平成28年9月30日
	鈴木 浩永	東京消防庁 防災部長 平成28年10月1日～平成29年3月31日
委員	高宮 恭一	東京消防庁 防災部副参事 (地域防災担当)
委員	竹内 則夫	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	土屋 利秋	株式会社 アール・エス・シー 常務取締役
委員	戸谷 彰宏	東京消防庁 予防部防火管理課長 平成28年9月21日～平成28年9月30日
	沖 裕二	東京消防庁 予防部防火管理課長 平成28年10月1日～平成29年3月31日
委員	西脇 誠一郎	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
委員	濱谷 規夫	一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長
委員	平田 京子	日本女子大学 家政学部 住居学科 教授
委員	細山 克昭	清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	油井 教子	江東区 福祉部 介護保険課長

2 現在の火災状況について

(1) 過去10年間の住宅火災件数等の推移

過去10年間の総火災件数に占める住宅火災の件数をみると、火災件数は減少傾向であるが、建物から出火した火災の中で、住宅火災件数は約6割と高い割合を占めている。(図1参照)

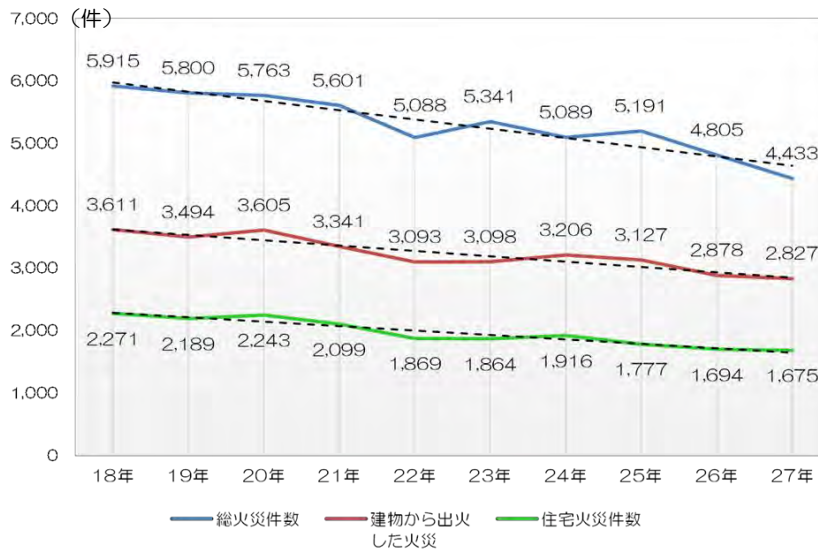


図1 過去10年間の住宅火災件数の推移

(2) 住宅火災による死者数の推移等

過去10年間の火災の死者数と住宅火災の死者数を比較すると、いずれも年によって増減はあるものの、全体的にゆるやかな減少傾向であるが、住宅火災の死者に占める高齢者の死者は7割以上と非常に高い割合となっている。(図2、3参照)

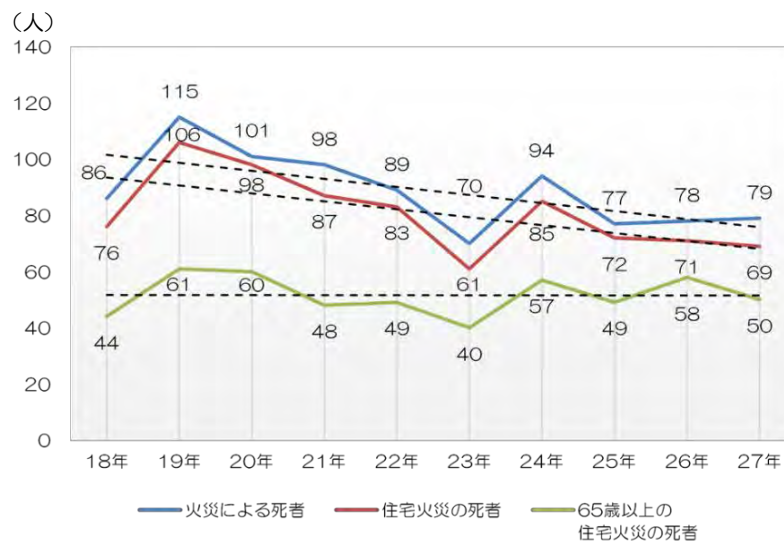


図2 過去10年間の住宅火災による死者数の数等の推移

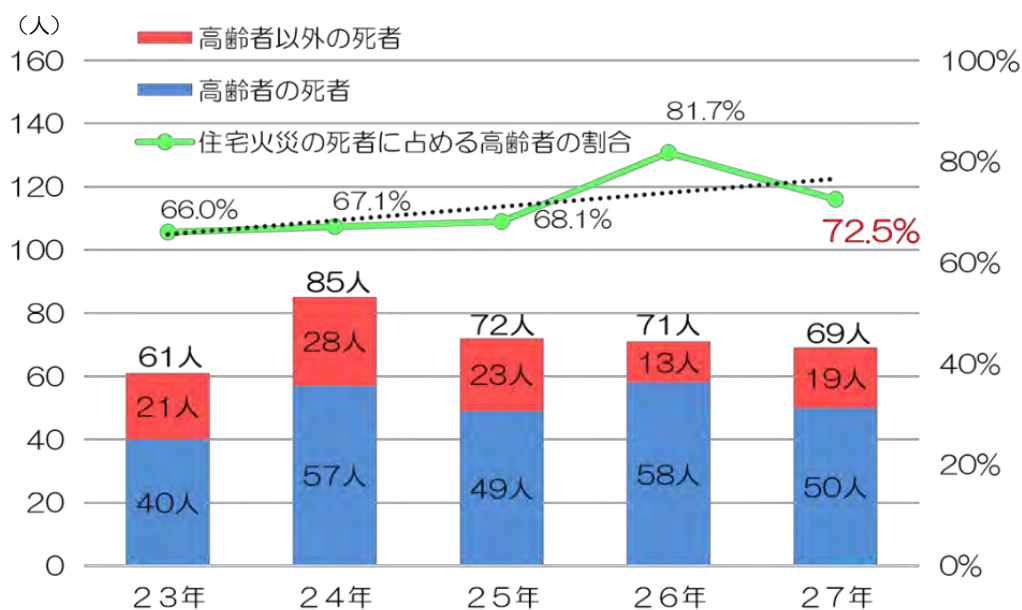


図3 最近5年間の住宅火災による死者数と高齢者の割合

3 住宅火災に対するこれまでの取組み

(1) 火災予防対策

東京消防庁では、第11期住宅防火対策推進協議会において、「恒常的な死者低減を実現するための総合的住宅防火対策の推進について」検討し、従来の広い注意喚起では限界があることを踏まえた、対象を絞り込んだ対策が必要であるとの提言を受け、死者発生3大要因である、「たばこ」、「こんろ」、「ストーブ」火災に対象を絞った火災予防対策を推進している。

さらに、第12期住宅防火対策推進協議会では、「住宅火災における高齢者の被害低減対策について」検討し、住宅火災における死者の約7割を占める高齢者の被害を低減するためには、高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援を推進していく必要があると提言を受け、総合的な防火防災診断（※1）の充実強化を積極的に推進している。

※1 総合的な防火防災診断

東京消防庁が実施している要配慮者の安全対策の推進を図る取組で、消防職員と民生児童委員、福祉関係者、電気・ガス事業者等が連携して、高齢者等の要配慮者世帯の自宅を訪問し、住宅における火災、震災、家庭内事故の危険を診断するとともに、必要な対策を講じる取組。

(2) 起きてしまった火災に対する被害低減対策

「起きてしまった火災」に対する被害低減対策として、住警器の設置促進を行ってきた。

住警器の設置義務化の背景としては、平成15年に全国の住宅火災における死者数が1,000人を超え、このうち65歳以上の高齢者が占める割合は約6割と高く、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念されたことにある。

平成16年には消防法が改正され、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住警器の設置が義務付けられた。これを受け、各市町村においても火災予防条例を改正し、平成23年6月までに全国すべての市町村において住警器の設置が義務付けられることとなった。

東京都では平成22年4月1日にすべての住宅に住警器が設置義務化（※2）となって以降、設置率は年々上昇傾向にあり、「平成27年消防に関する世論調査」（※4）における住警器等の設置率（※5）は、87.3%と高い水準で住宅用火災警報器の設置が進んでいる。（図4参照）

※2 住警器の設置根拠

火災予防条例第55条の5の4（住宅用火災警報器の設置等）では、住宅の関係者は、規則（※3）で定める基準に従い、住宅用火災警報器を設置し、及び維持しなければならないとしている。

※3 住警器の設置場所

火災予防条例施行規則第11条8（住宅用火災警報器の設置及び維持管理の基準）では、住宅用火災警報器は、住宅内の各居室、台所及び階段に設置することとしている。

※4 消防に関する世論調査

都民の消防行政や防災に対する認識、日頃の防災体制の実態や消防行政に対する意見や要望などを把握し、今後の消防行政施策立案の基礎知識とすることを目的とした調査で、東京消防庁が毎年実施している。

※5 住警器等の設置率

すべての居室、台所、階段に設置している住宅、一部のみに設置している住宅、消防設備としての自動火災報知設備等の設置住宅を合計した割合。

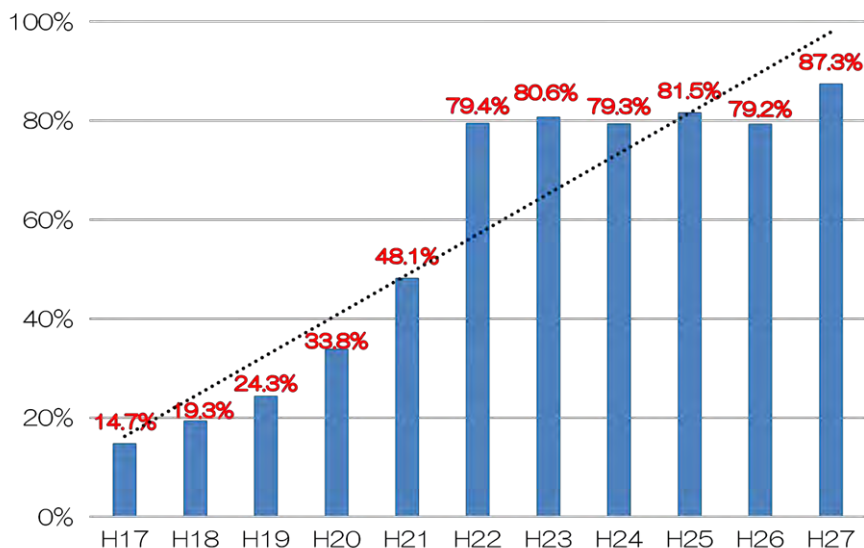


図4 過去10年間の住警器等の設置率

(3) 住警器等の設置効果

ア 住警器の奏功状況

平成27年中における住警器の奏功事例（※6）があった火災258件における焼損程度別（※7）をみると、火災に至らなかった事例が133件（51.6%）と約5割以上を占めている。また、火災に至った事例についても、ぼやが100件（38.8%）と約4割であり、住警器による火災の早期発見の効果が表れている。（図5、6参照）

※6 奏功事例

住警器の鳴動により、居住者等が火災または、火災発生危険に気づき、通報に至り被害が低減されたもので、火災に至らなかったため消防機関へ通報する必要がなかったものは集計されていない。よって、データ以上の奏功事例があると推測される。

※7 焼損程度

火災における焼損の程度を区分したもので以下の4区分に区分される。

全 焼：建物の70%以上を焼損したもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

半 焼：建物の20%以上70%未満を焼損したものをいう。

部分焼：全焼、半焼及びぼやに該当しないものをいう。

ぼ や：建物の10%未満を焼損したもので、かつ、焼損床面積若しくは焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみを焼損したものをいう。

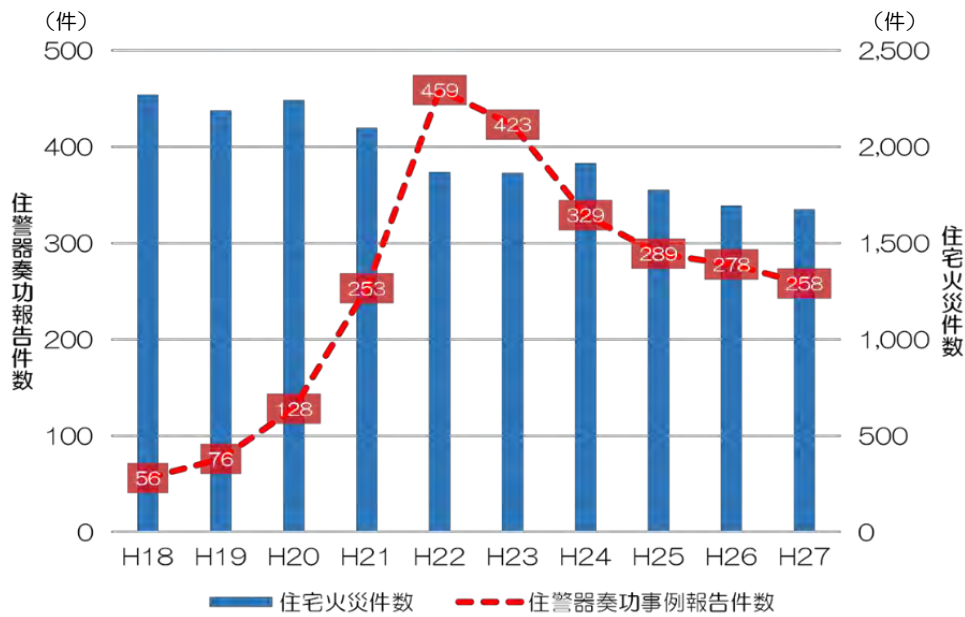


図5 住宅火災件数と住警器奏功事例の推移

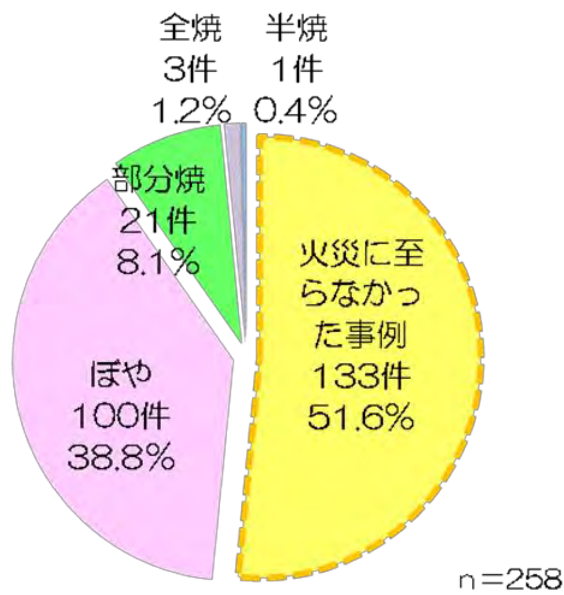


図6 焼損程度別奏功事例

また、住警器の鳴動に気付いた人258人について見てみると、居住者以外が139人、特に隣人からの通報が125人で、居住者を含めると237人となり、約9割以上の事例が早期発見につながっており、住警器が設置されていなければ被害が大きくなっていた可能性がある。(図7参照)

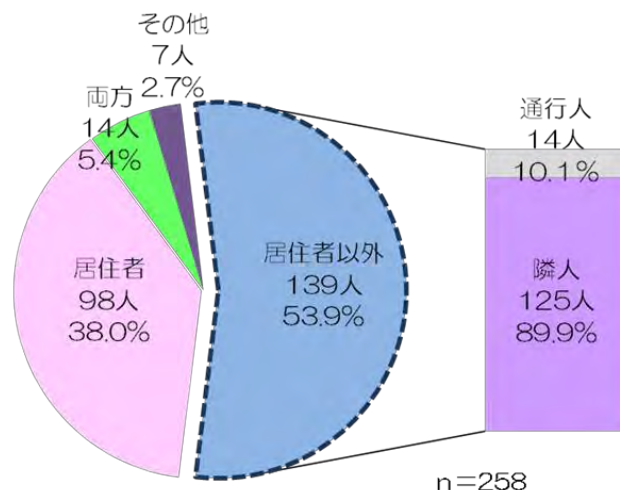


図7 住警器の鳴動に気付いた人

イ 住警器等設置別被害状況

平成27年中の住宅火災1,675件について住警器等を設置している住宅における火災1,208件と、設置していない住宅での火災467件を焼損床面積と損害額で比較してみると、住宅火災1件当たりの平均焼損床面積は、住警器等設置住宅においては、5.2㎡となっているのに対し、未設置住宅では14.4㎡と約2.7倍に、また、住宅火災1件当たりの平均損害額でも、住警器等設置住宅は約93万円であるのに対し、未設置住宅では約192万円であり、約2.1倍と未設置住宅における被害が大きいことを示している。(図8、9参照)

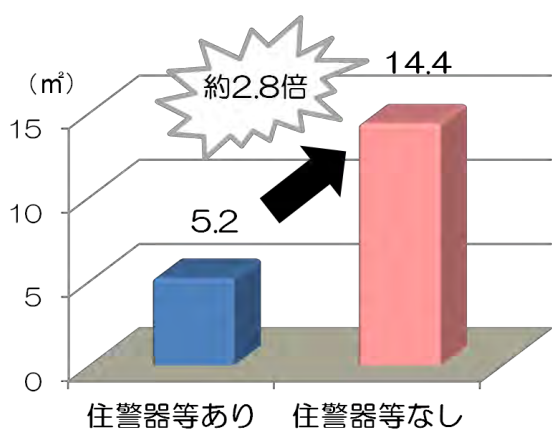


図8 住警器等設置有無別
火災1件当たりの平均焼損床面積

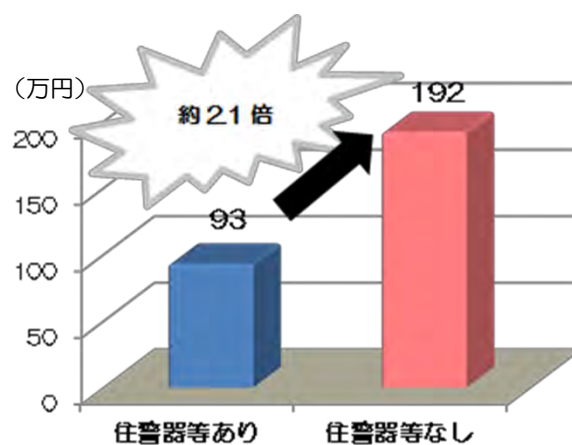


図9 住警器等設置有無別
火災1件当たりの平均損害額

次に、住宅火災による死者発生状況を住警器等の設置状況別にみると、住警器等設置住宅での住宅火災100件あたり3.1件の住宅火災で死者が発生しているのに対し、住警器等未設置住宅では住宅火災100件あたり6.6件の住宅火災で死者が発生していることから、住警器等未設置住宅の方が住警器等設置住宅よりも約2.1倍、死者が発生する可能性が高くなっている。(図10参照)

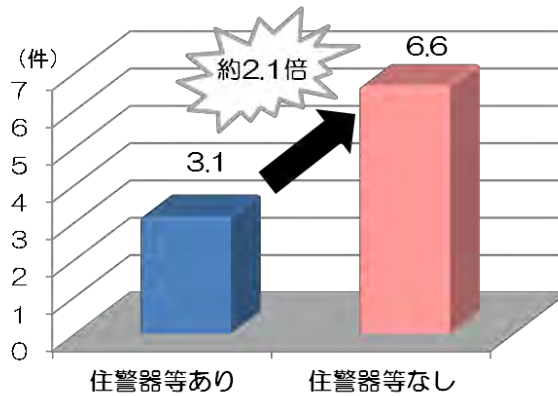


図10 住警器等設置状況別100件あたりの死者発生件数

第2章 迅速な火災通報の必要性について

前述のとおり、平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化され、住警器等の設置率（※1）は87.3%と年々上昇傾向にある。その結果、調理中にその場を離れてしまったことにより発生した火災危険に住警器の鳴動で早く気付くことができたり、隣人等が住警器の鳴動に気付き早い119番通報につながったなど、早い発見による、住宅火災に係る被害の低減が確認されている。

しかし、全ての居室、台所、階段に住警器が設置されている住宅の割合は住宅全体の6割台であり、一部のみ住警器を設置している住宅（※2）では、住警器設置居室以外での火災発生について気付くのが遅れたり、居住者以外が住警器の鳴動に気付かない可能性がある。早い発見による更なる被害低減につなげるためには、引き続き、未設置住宅及び一部設置の住宅に対しても、全ての居室、台所、階段への設置促進が必要である。

一方で、住宅火災による死者の中には、「早い発見」ができていたのにもかかわらず、通報の遅れにより亡くなってしまった方がいる可能性も考えられ、その対策についても検討が必要である。

※1 住警器等の設置率
5ページ（※5）参照

※2 一部のみ住警器を設置している住宅
すべての居室・台所・階段には設置されていないが、1か所以上に設置されている住宅。

1 死者が発生した住宅火災における通報状況等

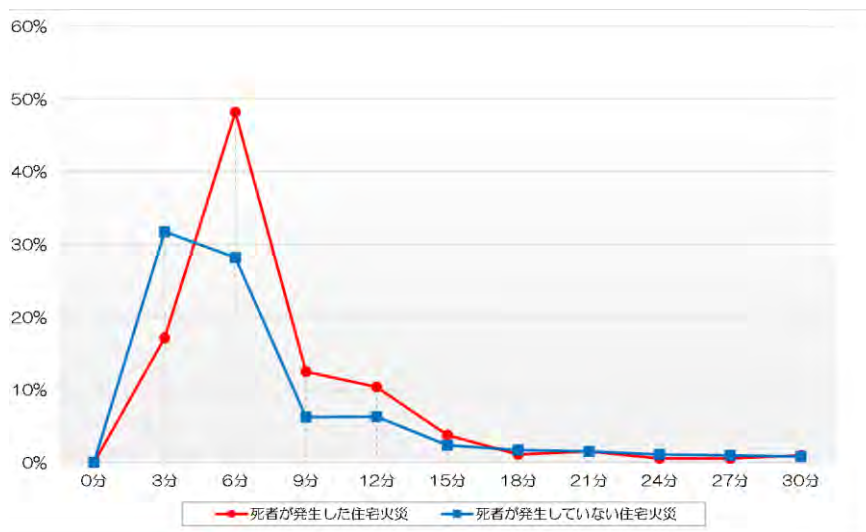
最近10年間の住宅火災の死者が発生した火災について、出火から覚知までの時間（※3）を比較すると、死者が発生していない火災においては3分台が最も多いのに対し、死者が発生した火災では、6分台が多い。（図12参照）

さらに、通報者別に見ると、死者が発生した火災では死者が発生していない火災と比較して近隣者等からの通報の割合が多く、居住者等の割合が低くなっている。

このことから、早期発見がなされたとしても、他の行動を優先したり、身体状況や生活環境などの要因により通報が遅れた可能性があると考えられる。（図13参照）

※3 出火から覚知までの時間

火災が発生した時間から消防機関が119番通報等により火災を覚知するまでの時間。



n = 17, 729 (出火時間不明、出火時間から覚知時間までが20時間を超えるものを除く)

図12 住宅火災死者発生別出火から覚知までの時間の比較 (最近10年間)

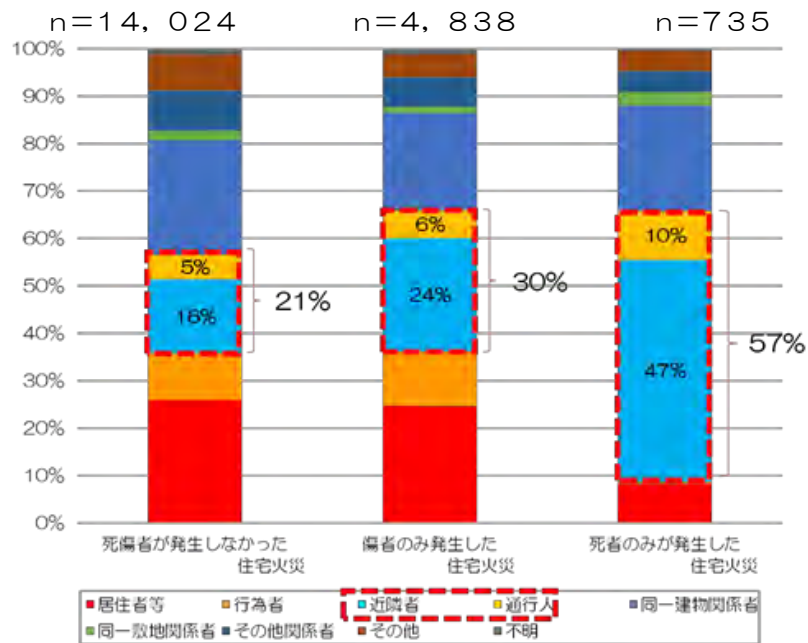


図13 住宅火災における通報者の状況 (最近10年間)

2 死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性

前述のとおり、死者が発生した住宅火災においては、他の行動を優先したり、身体状況や生活環境などの要因による通報の遅れが考えられ、状況別に見た通報の遅れの主な可能性は以下のとおりである。

(1) 住警器等設置状況から見た場合

過去10年間の住宅火災による死者発生時の住警器等設置状況をみると、全体の住警器等の設置率は平成18年と比較すると、68ポイント高まり（図4参照）、その結果、被害の低減が図られているものの、住警器等を設置している住宅における火災の死者も発生している。（図14参照）

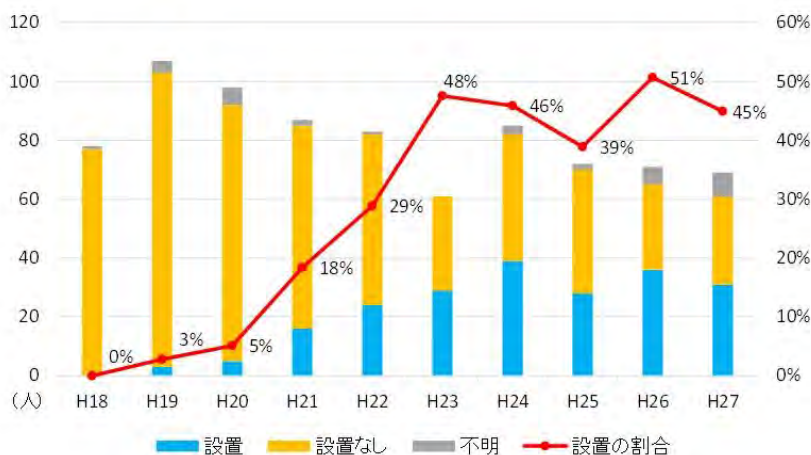


図14 住宅火災による死者発生時の住警器等設置状況（最近10年間）

住警器設置住宅で、住警器が鳴動していても通報が遅れた主な可能性として、鳴動している住警器設置居室とは別の部屋にいたり、就寝中であつたため住警器の鳴動に気付くのが遅れたり、鳴動に気付いているものの初期消火を試みたなど他の行動を優先したことにより、通報が遅れ被害の拡大につながった可能性が考えられる。

(2) 世帯別状況から見た場合

最近5年間の住宅火災による死者358人の世帯別状況をみると、「高齢者の一人暮らし」が143人と最も多く、高齢者以外の「一人暮らし」50人と合わせると193人と5割を超えている。（図15参照）

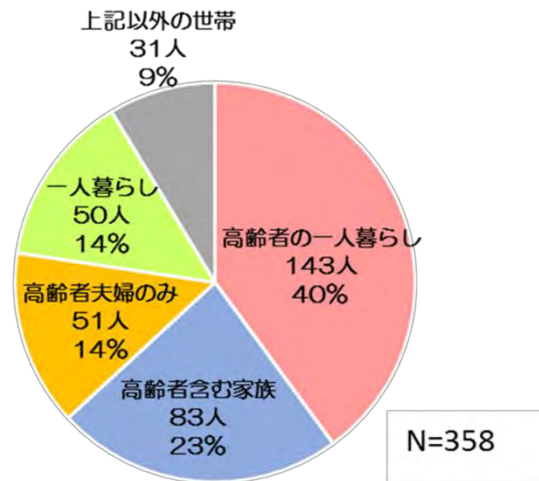


図 1 5 最近 5 年間の住宅火災による死者の世帯別状況

「一人暮らし世帯」では、一人での対応となるため初期消火を実施していたなど、他の行動を優先したことにより通報まで至らなかった可能性がある。

さらに高齢者は、迅速な行動が困難な方も多いため、119番通報や避難行動に遅れが生じ、被害が拡大した可能性が考えられる。

(3) 死者発生時の状況等から見た場合

過去 10 年間の住宅火災による死者発生時の状況を見ると、約 3 割が就寝中に発生した火災で亡くなっている。(図 1 6 参照)

また、死者発生時の状況別に出火から覚知までの時間(※4)を比較すると、就寝中だった場合の方が起床中だった場合よりも通報に時間を要している。(図 1 7 参照)

さらに、最近 4 年間の就寝中であつた住宅火災における死者発生時の消防隊到着時の状況を見ると、8 割以上が消防隊到着時には延焼拡大している。(図 1 8 参照)

就寝中の場合は、火災に気付くのが遅れたため、通報が遅れ、被害が拡大している可能性がある。

※4 出火から覚知までの時間

11 ページ※3 参照

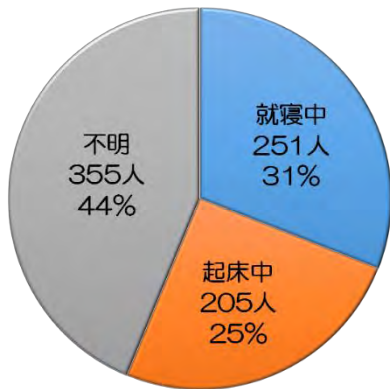


図16 住宅火災における死者発生時状況（最近10年間）

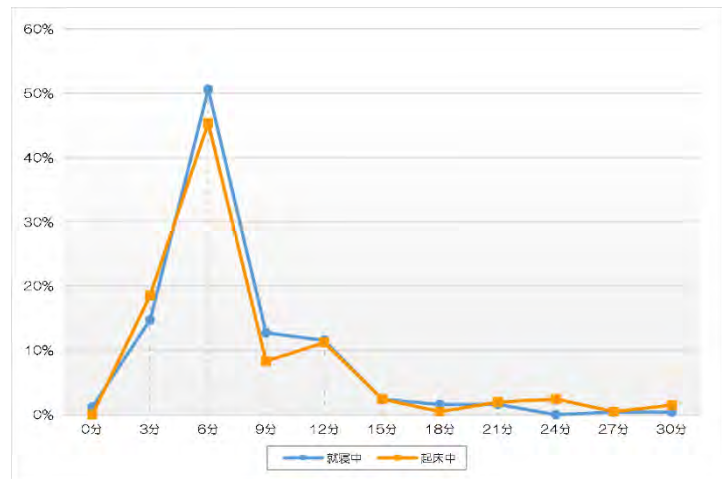


図17 住宅火災による死者発生時状況別にみた出火から覚知までの時間の比較（最近10年間）

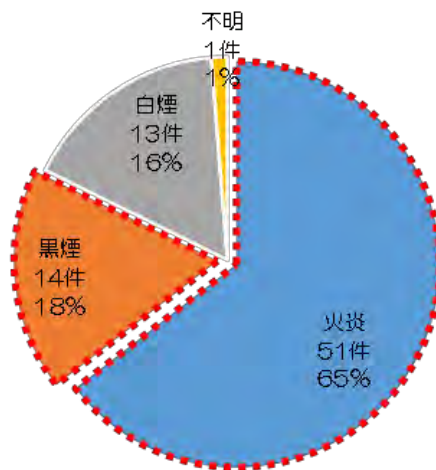


図18 住宅火災死者発生時状況で就寝中であつた火災の消防隊到着時の状況（最近4年間）
n=69

3 死者が発生した住宅火災の状況から見た迅速な火災通報の必要性

死者が発生した住宅火災の通報状況を見ると、死者が発生していない火災と比較して、通報が遅れている。

また、各状況からみると、「住警器の鳴動に気付くのが遅れた」、「通報の行動に至っていない」ことにより通報が遅れ、死者の発生につながっている可能性があることから、「早い発見」を「早い通報」につなげる仕組みが必要である。

第3章 住宅火災に対する通報に係る現状と課題

1 隣保共助体制の希薄化

現状

早い通報により被害を低減するためには、火元居住者等による正確な119番通報が行われること、また、火元居住者等による通報が困難であった場合は、火災の発生に気付いた隣近所が協力し合い119番通報が行われるのが望ましい。

しかし、近年、生活様式の変化などに伴い、町会や自治会の加入率が低下するなど、地域の関係が希薄になっており、隣近所にどのような人が暮らしているか分からないなど、協力体制の確保が困難になっている。

課題

近隣との付き合いが希薄になっていることから、火元居住者等が火災の発生に気付いたとしても、助けを呼ぶのを躊躇してしまったり、近隣の方も隣近所の変化に気付かず、通報が遅れた可能性がある。

早い通報により被害を低減するためには、普段から近所との付き合いを密接にし、お互いに顔の見える関係を築いていくことが必要である。

2 死者が発生した住宅火災の通報状況

現状

最近10年間の住宅火災の死者が発生した火災について、出火から覚知までの時間（※1）を比較すると、死者が発生した火災では、死者が発生していない火災よりも通報までに時間を要している。

また、通報者別に見ると、死者が発生した火災では死者が発生していない火災と比較して、火元居住者等からの通報の割合が低くなっている。

課題

住宅火災による死者の発生状況を見ると、住宅火災による死者全体の約7割が高齢者で占められている。高齢者は迅速な行動が困難な方が多いと思われることから、火災発生時には、119番通報や避難行動に遅れが生じる可能性が考えられる。

また、一人暮らし世帯（高齢者の一人暮らしを含む）における住宅火災による死者の発生状況についても、住宅火災による死者全体の5割を超えていることから、一人暮らし

世帯（高齢者の一人暮らしを含む）では、火災発生時、一人での対応のため、初期消火を実施していたなど、他の行動を優先したことから、通報が遅れた又は通報まで至らなかった可能性が考えられる。

3 住警器の普及状況等

現状

第2章でも述べたとおり、住警器等の設置率（※2）は、87.3%と高い水準ではあるが、全ての居室、台所、階段に住警器が設置されている住宅の割合は住宅全体の6割台にとどまっている。

一方、現在は、火災発生時に1つの住警器が感知すると他の住警器も鳴動することで、他の居室等においても火災の発生にすぐ気付ける連動式住警器など、早い通報につながる可能性のある付加機能が付いた機器も存在している。

課題

全ての居室、台所、階段に住警器が設置されている住宅を除く約4割の住警器未設置住宅や、一部のみ住警器を設置している住宅（※3）では、全ての居室、台所、階段に設置している住宅と比較して、居住者が火災発生に気付くのが遅れたり、居住者以外が住警器の鳴動に気付く可能性が低くなる。

また、現在、連動式住警器など付加機能が付いた住警器も多く存在しているが、これらの機器等について知らない都民が多いのではないかと推測される。

※1 出火から覚知までの時間

11ページ※3参照

※2 住警器等の設置率

5ページ※5参照

※3 一部のみ住警器を設置している住宅

10ページ※2参照

4 自動通報制度等

現状

東京消防庁が現在運用している住宅火災に関する自動通報制度（※4）は、東京消防庁に直接通報される「火災安全システム」のみである。この制度は、高齢者、障害者のみを対象とし、火災信号を自動的に119番通報する制度である。（図19参照）

一方、警備会社等の民間事業者では火災信号の受信によって警備員等が現場に駆けつける独自のサービスを行っているところもある（※5）。（図20参照）

課題

「火災安全システム」は、利用条件である居住管理協力者（※7）の確保が困難になっていることなどから、利用者が減少している（※8）。

このことから、警備会社等の民間事業者が独自で行っているサービスの活用や、SNSや携帯アプリなど様々な通信手段を利用した通報、さらに、区域を限定して、要配慮者からの火災信号を一括して事業者等が受け、信号を受けた事業者等が、早期の通報を行い、周囲の住民にも火災の発生を知らせることができるような仕組み作りなど、多様な通報手段による消防機関への早期通報を可能とする通報制度の検討が求められる。

※4 自動通報制度

火災や救急などの事案の消防機関への通報を、自動的に、又は第三者が現場確認することなしに行う制度で、この制度を利用するためには消防総監の承認を得る必要がある。

※5 民間事業者の火災信号駆けつけサービスのうち、高齢者等の要配慮者が利用する、民間緊急通報システム（※6）に付随する火災センサーからの信号受信駆けつけサービスに関しては、平成28年4月1日より、東京消防庁が示した判断基準により、早期通報が必要と判断した場合、現場確認前の通報を認めている。

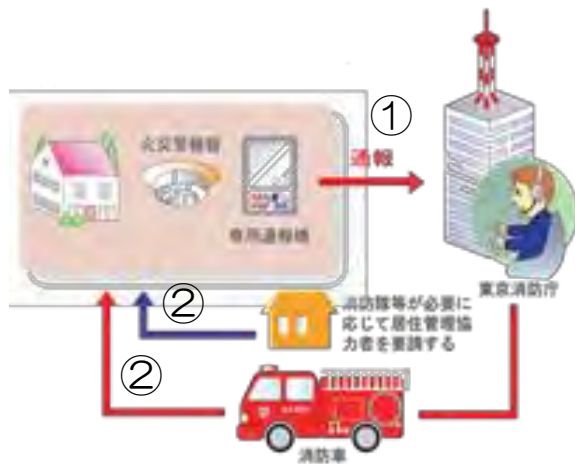
※6 民間緊急通報システム

高齢者等の要配慮者が、急病等の時にペンダントを押すと、その信号を警備会社等の受信センターが受信し、警備会社等が東京消防庁へ通報する自動通報制度。

※7 居住管理協力者

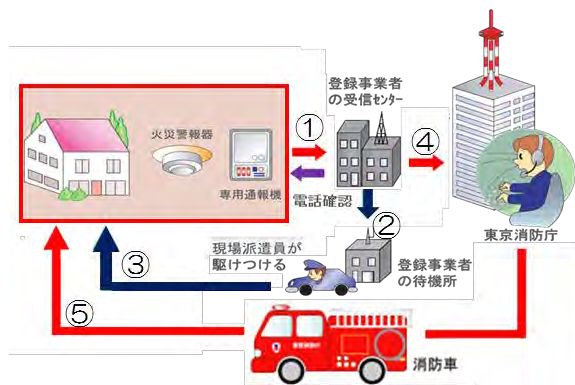
常時連絡することが可能な者で、消防隊又は消防署等からの連絡後概ね30分以内に現場に到着し、居住管理ができるもの。

※8 平成28年4月1日より居住管理協力者の設置要件を緩和し運用している。



- ① 火災安全システム利用者宅の感知器が感知すると、専用通報機から東京消防庁へ直接119番通報される。
- ② 消防隊が現場へ出場するとともに、居住管理協力者が現場へ向かう。

図19 火災安全システムの通報の流れ



- ① 感知器が感知すると、専用通報機から民間事業者の受信センターへ通報される。
- ② 民間事業者は、現場に近い待機所等へ連絡する。
- ③ 現場派遣員は現場へ確認に向かう。
- ④ 現場を確認し、火災であった場合は、119番通報を行う。
- ⑤ 消防隊が現場へ出場する。

図20 民間事業者が実施しているサービスの通報の流れ

第4章 提言

「早い発見から早い通報につなげるために・・・」

平成22年4月にすべての住宅に住警器が設置義務化されたことに伴い、住警器が普及し、早い発見による住宅火災に係る被害の低減が確認されている。

一方で、住警器が設置されていた住宅の火災においても死者が発生しているなど、早い発見が可能であったにもかかわらず、被害が拡大している状況も見られることから、早い発見を早い通報につなげる仕組みが必要となっている。

早い発見を早い通報につなげ、住宅火災に係る被害を低減するためには、隣保共助体制の充実、住警器の設置促進や付加機能のついた住警器の都民への周知、さらには、通報制度等の充実を図ることが望まれる。

早い発見から、早い通報につなげるための提言を以下に示す。

1 都民への働きかけ

(1) 隣保共助体制の充実

通報状況を見ると、高齢者世帯や、一人暮らし世帯（高齢者の一人暮らしを含む）などは、火災発生時に迅速な行動が困難であったり、初期消火など他の行動を優先したため、通報までに時間を要した可能性が考えられる。

一方で、住警器の奏功事例として、住警器の鳴動に気付き、119番通報している通報者の約半数が隣人等からの通報である。

これらのことから、火災が発生した場合には、まずは大きな声を出して応援を呼び掛け、声を聴いた近隣住民が119番通報したり、周囲に知らせるなど、隣近所による応援が住宅火災に係る被害低減につながる。

防火防災訓練等あらゆる機会を通じて、お互いに顔の見える地域の隣保共助体制の重要性を更に周知していくことが望まれる。

(2) 119番通報訓練等の推進

早い通報を実現させるためには、まず、火災を発見した人や、近くに居合わせた人がすぐに119番通報できることが重要である。そのためには、東京消防庁における119番通報の仕組み、自宅電話の近くに自宅住所や目標物を記載したメモを備えて

おくこと、携帯電話から正しく通報する方法など、それぞれが利用している通信手段に応じた事前の備えや、適正な通報方法についてあらゆる機会を通じて周知し、早く正確な通報につなげていくことが望まれる。

また、防火防災訓練の参加人員も年々増加傾向にあり、初期消火訓練や、通報訓練を経験したことがある都民も増え、都民の防火防災意識の向上につながっている。

しかし、慣れによる訓練の形骸化などから、火災の発生に気付いても「誰かが通報するだろう」といった思い込みによる通報の遅れも考えられる。

訓練に際しては、初期消火訓練実施時に、火災を発見してから周囲に大きな声で火災の発生を知らせることを指導しているが、周囲にいる参加者も訓練実施者の「火事だ！」の声を聞いたらすぐに119番通報の模擬通報を行うなど、火災発生から通報まで一連の流れを体験し、早い通報の重要性について再認識できるような実践的な訓練をより推進することが望まれる。

(3) 住警器の設置促進

住警器等の設置率は年々上昇傾向にあり、早い発見による住宅火災に係る被害の低減が確認されているが、全ての居室、台所、階段に設置されている住宅の割合は住宅全体の6割台にとどまっている。

全ての居室、台所、階段に住警器が設置されている住宅を除く約4割の住警器未設置住宅や一部設置住宅に対しては、引き続き全ての居室、台所、階段に住警器が設置されるよう普及促進を図ることにより、早い発見による更なる被害低減が期待できる。

さらに、全ての居室、台所、階段への設置促進の継続とあわせて、適正な維持管理についても促進していく必要がある。

また、火災発生時に1つの住警器が感知すると、他の住警器が鳴動することで他の居室等においても火災の発生にすぐ気付くことができる連動式住警器や、インターホンと連動し火災発生時に屋外にも火災の発生を伝えることができる住警器など、付加機能のある機器の特徴や性能等についてより広く都民に周知されることが望まれる。

2 業界への働きかけ

近年、通信技術等の進歩により、様々な通信機器の普及や機器の機能向上が日進月歩で進んでいる。住警器についても、無線を活用した連動式住警器やインターホンと連動した住警器など、付加機能がついた機器がすでに存在している。

今後、住警器の鳴動を外部へ周知する機能やアプリ等を活用して関係者の携帯電話に通知する機能など、火災の早期発見、早期通報につながる機器の開発について関係業界に対し働きかけていくことが望まれる。

3 早い通報を実現させるための制度の検討

現在、早い通報を実現させる一つの制度として高齢者、障害者を対象とする「火災安全システム」が整備されているが、居住管理協力者の確保が困難になっていることなどから利用者が減少傾向にある。

一方、民間事業者が独自で行っているサービスなど、様々な形態のサービスが存在している。

さらに、近年、通信手段も発展し様々な場面で活用され、その技術は日々進歩している。

これらの状況に鑑み、早い通報を実現させるため、多様な通報手段による消防機関への通報制度について検討されることが望まれる。

東京都住宅防火対策推進協議会事務局
東京消防庁 防災部 防災安全課
防災安全係 住宅防火担当
TEL (03)3212-2111 (内線 4195)
E-mail : bouanka1@tfd.metro.tokyo.jp
平成 29 年 3 月

第1章 テーマと設定背景

テーマ：迅速な火災通報制度による被害の低減について

背景

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されている。一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、早い発見、通報が困難な状況であったと推測される。このことから、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要となっている。

第2章 迅速な火災通報の必要性について

○ 死者が発生した住宅火災の状況から見た迅速な火災通報の必要性

住警器の設置率は87.3%と年々上昇傾向にあり、早い発見による効果は確認されているが、全ての居室、台所、階段に住警器が設置されているのは住宅全体の6割台であり、早い発見による更なる被害低減につなげるためには、引き続き、普及促進が必要である。

一方で、死者が発生した住宅火災の通報状況を見ると、近隣者等からの通報の割合が多く、死者が発生していない火災と比較して出火から通報まで時間を要している。

また、就寝中であつた住宅火災による死者の発生状況を見ると、消防隊到着時に約8割の火災が延焼拡大しており、何らかの要因により通報が遅れ、被害の拡大につながった可能性が考えられる。

・ 死者が発生した住宅火災の状況から見た「通報の遅れ」の可能性

着目点	状況	考えられる主な可能性
住警器の設置状況	住警器を設置していても死者は発生している。	住警器の鳴動に気付くのが遅れた。気付いているが他の行動を優先した。
世帯別状況	「一人暮らし」（高齢者含む）が5割を超えている。	一人での対応のため他の行動を優先し通報まで至らなかった。
発生時の状況	約3割が就寝中であつた。	就寝中で火災に気付くのが遅れた。

状況をみると、「住警器の鳴動に気付くのが遅れた」、「通報の行動に至っていない」ことにより通報が遅れ、死者の発生につながっている可能性が考えられる。

⇒「早い発見」から「早い通報」につなげる取組みが必要

第3章 住宅火災に対する通報に係る現状と課題

1 隣保共助体制の希薄化

本人、家族により通報が行われ、万が一の場合は、隣近所が協力し合い通報が行われるのが望ましいが、**地域の関係が希薄になっている**など、協力体制の確保が困難になっている。

2 死者が発生した住宅火災の通報状況

高齢者は迅速な行動が困難であることや、一人暮らし世帯（高齢者一人暮らし世帯を含む）は一人での対応のため、火災に気付いても**通報までに時間を要している**可能性がある。

3 住警器の普及状況等

住警器の設置率は高まっているものの、**全ての居室、台所、階段に住警器が設置されている住宅は全体の6割台にとどまっている。**

また、連動式住警器等の付加機能のついた住警器について**知らない都民が多いのではないかと**。

4 自動通報制度等

住宅火災に関する自動通報制度は、「火災安全システム」のみである。本制度は高齢者、障害者のみを対象とし、火災信号を直接119番通報するものであるが、利用条件である居住管理協力者の確保が困難になっていることなどから、利用者が減少している。

このことから、警備会社等の民間事業者が、独自で行っている火災信号の受信駆付けサービスなどの活用について検討が必要ではないかと。

第4章 提言

早い発見から早い通報につなげるために・・・

1 都民への働きかけ

・ お互いに顔の見える隣保共助体制の充実

防火防災訓練等のあらゆる機会を通じて、お互いに顔の見える地域の隣保共助体制の重要性を更に周知していくことが望まれる。

・ 119番通報訓練等の推進

早い通報につなげるために、119番通報の仕組みや、それぞれの通信手段に応じた適正な通報方法等について、あらゆる機会を通じて周知していくことが望まれる。

また、通報訓練の実施など、早い通報につなげる実践的な訓練の更なる推進も望まれる。

・ 住警器の設置促進

住警器の未設置住宅や、一部設置住宅に対し、引き続き全ての居室、台所、階段への設置促進を図っていくとともに、適正な維持管理についても周知すべきである。

また、連動式住警器など付加機能のある機器の特徴や性能等についてより広く都民に周知されることも望まれる。

2 業界への働きかけ

住警器の鳴動を外部へ周知する機能やアプリ等を活用して関係者の携帯電話に通知する機能など、早い発見、早い通報につながる新たな機器の開発について関係業界に働きかけていくことが望まれる。

3 早い通報を実現するための制度の検討

早い通報を実現するため、多様な通報手段による消防機関への通報制度について検討することが望まれる。